

なお、租税特別措置法第66条の6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第66条の9の2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「保険会社等の異常危険準備金の損金算入」及び「原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入」については適用額明細書の記載は必要ありません。

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

令六・四・一以後終了事業年度分

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	2	円	円	円	円	円	円
当期首異常危険損失等	3						
当期首異常危険損失等	4						
当期首異常危険損失等	5						
当期首異常危険損失等	6						
当期首異常危険損失等	7						
当期首異常危険損失等	8						
当期首異常危険損失等	9	()	()	()	()	()	
当期首異常危険損失等	10	円	円	円	円		
当期首異常危険損失等	11						

※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

[illegible]